空き家物件登録～成約までの流れ

※空き家所有者向け

逗子市に空き家をお持ちの方で「賃貸・売買・活用」をお考えの方は、「逗子市空き家バンク」へご登録ください。あなたの空き家を利活用したい方が待っています。

所有者			
①		**物件登録申込み**	「空き家バンク登録台帳登録申込書（第1号様式）」をご提出ください。申込書は市ホームページ又はまちづくり景観課窓口で入手できます。 ※物件写真や間取りは可能な範囲でご提出ください。
市			
②		**登録・審査**	ご提出書類の確認や現地調査等を行い、市の空き家バンク台帳へ登録を行います。
市			
③		**空き家情報公開**	所有者に「空き家バンク登録完了通知書（第2号様式）」を交付し、市ホームページやまちづくり景観課窓口にて、物件の概要を公開します。
市・所有者・利用者		利用希望者から問い合わせを受けた場合など	
④	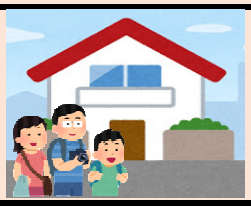	**現地・内部見学**	市担当者が、所有者と利用希望者の日程調整を行い、現地・内部見学を行います。 ※立ち合いが難しい場合にはご相談ください。
所有者・利用者		両者の希望が一致した場合など	
⑤	 所・宅建協会・利	**交渉契約**	所有者と利用希望者は契約を締結します。市は交渉・契約等の仲介は行いません。 契約は当事者間で行うこともできますが、安心・安全な取引きのために宅建協会会員の事業者等の仲介を受けることをお勧めします。 ※契約に際して仲介手数料等の諸経費が必要になる場合があります。詳細は宅建協会等にお問い合わせください。
所有者・利用者			
⑥	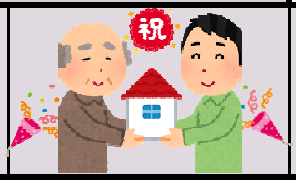	**成約**	マッチング完了です。 速やかに「空家バンク登録台帳変更（取消）届出書（第4号様式）」をご提出ください。 ※契約後のトラブルや苦情は市ではお受けしませんので、ご了承ください。

問い合わせ　逗子市まちづくり景観課　046-872-8124